

児童生徒の通学時における交通事故防止に関する意見書

昨今、全国的に児童生徒の通学時における重大な交通事故が多発しているように見受けられます。ドライバーの過失も大いに関係していますが、児童生徒が利用する学校の通学路の道路形状や交通安全施設の不備も気になるところであります。

特に伊豆市においては、各小中学校とも広域な通学区域をもち、遠距離の通学や多様な通学手段のため、交通安全教育だけでは、児童生徒を交通事故から守るには不十分であります。

道路管理者である静岡県及び伊豆市と大仁警察署並びに教育委員会が協力し、通学路の危険箇所を洗い出すとともに、早急に交通安全施設及び道路施設の整備・改善に取り組み、児童生徒の通学時における悲惨な交通事故を根絶させるよう求めるものです。

また、家庭や職場、地域、関係機関・団体との連携を強化し、地域でできる通学路の環境点検と事故防止策の検討に取り組んでもらうよう要請するなど、今以上に児童生徒が交通事故に遭わない地域づくりと交通環境整備を推進するよう望むものであります。

よって、すべての市民が交通事故の被害者、加害者にならないために防止策を積極的に推進することを強く願うとともに、児童生徒の通学時における交通事故防止対策の取り組みを一層強化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月27日

伊 豆 市 議 会

提出先

静岡県知事 川勝 平太 殿

大仁警察署長 今泉 雅宏 殿

伊豆市長 菊地 豊 殿

伊豆市教育長 勝呂 信正 殿